

## 経営企画委員会会議録

I 日 時 令和5年3月14日（火）

午前9時59分開会

午前11時22分閉会

II 場 所 大会議室

III 出席委員

委員 長 平木柳太郎

副委員 長 川上 浩

委 員 津本二三男

〃 針山 健史

〃 山崎 宗良

〃 五十嵐 務

〃 鹿熊 正一

IV 出席説明者

知事政策局

知事政策局長 三牧純一郎

理事（知事政策局次長・デジタル化推進室長・働き方改革・女性活躍推進室長）

川津 鉄三

知事政策局次長（成長戦略室長）

舟根 秀也

参事（広報課長） 菊地 正寛

成長戦略室戦略企画課長

島田 太樹

成長戦略室ウェルビーイング推進課長

牧山 貴英

成長戦略室民間活力導入・規制緩和推進課長

川渕 貴

成長戦略室創業・ベンチャー課長

石崎 智雄  
成長戦略室カーボンニュートラル推進課長  
杉原 英樹  
デジタル化推進室デジタル戦略課長  
初田 正樹  
デジタル化推進室行政デジタル化・生産性向上課長  
前田 秀一  
デジタル化推進室情報システム課長  
中本 亮  
働き方改革・女性活躍推進室少子化対策・働き方改  
革推進課長 喜多 美月  
働き方改革・女性活躍推進室女性活躍推進課長  
荻浦明希子

危機管理局  
危機管理局長 利川 智  
危機管理局次長（防災・危機管理課長）  
中林 昇  
消防課長 辻井 秀幸

経営管理部  
経営管理部長 岡本 達也  
公民連携推進監 吉田 守一  
理事（経営管理部次長）  
武隈 俊彦  
経営管理部次長（行政経営室長）  
小杉 健  
参事（人事課長） 山本美穂子  
秘書課長 開発 清史  
総務課長 青山 浩一  
行政経営室企画調整課長  
橋本 桂芳

行政経営室公民連携・行政改革課長

蓑口 正浩

行政経営室課長 丸田 祐一

統計調査課長 岡本 潔子

学術振興課長 掃本 之博

財政課長 長谷川 雄也

管財課長 青島 健

税務課長 林原 泰彦

管財課県有施設総合管理推進班長

野田 真

出納局

会計管理者 飛世 隆一

監査委員事務局

監査委員事務局長 船平 智之

人事委員会事務局

人事委員会事務局長

古埜 雅浩

## V 会議に付した事件

- 1 経営企画行政当面の諸問題について
- 2 陳情・請願の審査
- 3 2月定例会付託案件の審査

## VI 議事の経過概要

- 1 経営企画行政当面の諸問題について

### (1) 報告事項

資料配付のみ

ウェルビーイング推進課

- ・ウェルビーイング講演イベント「富山ウェルビーイング会議」の開催について

女性活躍推進課

- ・富山県民男女共同参画計画＜第5次＞（答申案）につ

いて

広報課

- ・ 県外に進学・就職する若者等への応援プロジェクトの実施について

## (2) 質疑・応答

津本委員

- ・ カーボンニュートラルの推進について
- ・ 高齢者部分休業制度について

山崎委員

- ・ 県民のウェルビーイングが高まる行動を促す取り組みについて

鹿熊委員

- ・ ブランディング・情報発信強化事業について

**平木委員長** それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

**津本委員** 最初の質問は、カーボンニュートラルの推進について、2点お尋ねしたいと思っています。いずれも議案の中身ですので、どうぞよろしく願いいたします。

1点目ですが、令和5年度当初予算案に、小水力発電導入可能性調査事業2,000万円が計上されています。小水力発電の導入拡大に向けて、河川や上下水道を対象とした導入可能性調査などを実施するとのことですが、具体的にどのような調査を行う予定なのか。また、調査の結果、導入可能となった場合には、誰が事業主体となるのか、カーボンニュートラル推進課長にお尋ねいたします。

**杉原カーボンニュートラル推進課長** 現在策定中の富山県カーボンニュートラル戦略におきましては、再生可能エネルギーの最大限の導入を目指しており、本県の特徴である豊富な水資源を活用した小水力発電の導入拡大を、重点施策

の一つとして考えているところでございます。

現状といたしましては、県内の小水力発電につきましては、土地改良区ですとか、大手の電力会社が整備した案件が多いわけでございますけれども、小水力発電のさらなる導入拡大のためには、民間事業者など多様な主体の新規参入が必要ではないかと考えております。このため、県では来年度——令和5年度におきまして、今ほど御紹介いただきました県内の河川や上下水道、また、農業用水路における小水力発電の導入可能性調査を実施したいと考えているところでございます。

具体的な調査の内容といたしましては、まずは水量や落差など既存のデータや、関係者の御意向も踏まえまして、採算性が見込める有望地点を抽出した上で、現地調査等を行うことにより、発電所の設置場所ですとか、取水口の立地条件など、事業者が採算性や発電設備を検討するために参考となるデータについて調査、収集したいと考えているところでございます。

調査の実施に当たりましては、庁内の関連部局だけではなく、市町村や河川管理者、施設管理者はもとより、小水力発電事業に知見を有する民間事業者などとも幅広く意見交換を行うなど、民間のノウハウを取り入れながら進めていくこととしております。

また、この調査で得られた結果につきましては、公表することによりまして、河川管理者、施設管理者だけではなく、民間事業者等も含めた多様な主体による小水力発電の新規導入の促進につなげてまいりたいと考えております。

**津本委員** イメージがつかめたかなと思いました。私が特に関心を持ったのは、上下水道を対象にした小水力発電で、これはかなり前から実施されているところもあるんだけど、どこまで普及しているのかなという思いもありまし

たが、今のお話を聞いていますと、県の水道、さらに市町村が持っている水道の施設の中でも、発電できる可能性があるのかという調査をされるんだなと思いました。

ただ、実際に可能性はあるとしても、例えば市町村がやるとか、県がやるとかというのは別に、公表して、実施事業者はおられますかという提案をされるということなんだろうなと思いました。間違っていないですよ。

**杉原カーボンニュートラル推進課長** おおむねそのとおりでございます。

**津本委員** 分かりました。ぜひ期待しています。どうぞよろしくお願いいたします。

2点目です。令和5年度当初予算案に県有施設の太陽光発電設備設置事業5,470万円が計上されています。県有施設において太陽光発電設備を計画的に設置していくとし、既存建物への設置可能性の検討、設置可能施設における設置工事の実施設計を進めるとしています。この県の率先行動が市町村や民間にも波及して行ってほしいと期待しています。

そこで、費用対効果などにおいてできるだけ大きな効果の出る施設から設置してはどうかと考えますが、どのように進めていく予定なのか、また、設置可能性の検討について、全ての県有施設について行うことにしているのかどうか、これらについて、県有施設総合管理推進班長にお尋ねいたします。

**野田県有施設総合管理推進班長** 御質問の県有施設太陽光発電設備設置事業でございますが、この予算案では、建物の構造検討費、これは主に耐荷重を確認するものでございます。それと、工事に係る実施設計費、これらを計上させていただいております。

この事業の実施に当たりましては、委員から御提案あり

ましたとおり、原則として3つ考えておりました、1点目は屋根の面積が広いということで、太陽光パネル等の発電設備の設置効果が高いと見込まれること、2点目、比較的新しく、設備設置後、長期的にその設備の活用が見込まれること、また、3点目としまして、電力消費量が多く、太陽光発電設備を導入することによって二酸化炭素排出量の高より高い削減効果が見込まれること、この3つの視点から、優先してこの事業を実施する施設を決定したいと思っております。その上で、この建物が実際に発電設備の設置に耐えられる強度を有しているかどうか、これを順次専門家に確認していただきまして、その結果を踏まえて、次には具体的な実施設計を行いたい。そして、その翌年度に工事ということになるのかなと思っております。来年度の予算案では、実施設計までの予算を要求させていただいておるところです。

なお、全ての県有施設のうち、知事部局では、先ほど比較的新しいという話もさせていただきましたが、現時点で築40年以内の建物を有する施設が89施設ございまして、そのうち既に発電設備を設置済のものが12施設ございます。そうしますと、89から12を除きまして、残り77の施設、これらについては新たな設置可能性があるのではないかと想定しております。そこで、この77施設につきまして、まずは優先的に整備を検討するということを考えております。

ただ、これら以外の施設でも、建物の老朽化の度合い、また、発電設備を効率的に設置できる屋根の形状であるかといったような外形的な条件や、費用対効果、こういった面も検討しながら、さらに設置可能な施設がないか、改めて調査したいと考えております。

**津本委員** 私は、率先行動として本当に期待しています。できたら取り組んで、周りにも広がっていくような、いい結

果が出てきてほしいなと願っています。ぜひ頑張ってくださいと思います。ちなみに、新年度は設計をやり、その次に令和6年度は工事のほうに入りたいということですが、新年度予算では大体何施設くらいできると見込んでおられるわけですか。

**野田県有施設総合管理推進班長** 今回の予算案では、構造検討で12施設程度で、そのうち半分ぐらい実施設計にいけないかということ、6施設程度を枠で取らせていただいております。その枠の中で検討事業や実施設計を進めさせていただきたいと思っております。

**津本委員** ありがとうございます。期待しています。どうぞよろしく願いいたします。

では、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、高齢者部分休業制度についてであります。高齢者部分休業制度とは、何か私は聞き慣れなくて、初め、何の話かと分からなかったんですが、勉強してようやく少し分かったかなという程度です。

高齢者部分休業制度というのは、一定の年齢を超えた職員が申請をし、公務の運営に支障がないと認められれば、勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるという制度だと思っております。これまでの県の条例では、55歳以上の職員について、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分単位で部分休業を認めるとしてきました。言うまでもないことですが、給料も休業する時間に応じてカットされます。

この高齢者部分休業制度について、総務省は通知で、65歳への定年の引上げが行われるに際して、高齢期職員の健康上の理由、人生設計上の理由等からくる多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして考えられることから、制度が活用されるよう配慮いただきたいとしていま

す。

今回、この高齢者部分休業についての条例改正案が出されております。そこで、以下2点についてお尋ねいたします。

1点目です。今回の条例改正案は、60歳を超える職員が部分休業をする場合、任命権者が定める時間を上限としようとするものだと理解をしています。任命権者の裁量に任せるということになるわけではありますが、任命権者によっては1日最大30分にするといったお話もあるようです。部分休業が1日30分という短時間では、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるといった高齢者部分休業制度の趣旨に合わないと考えますが、いかがでしょうか。人事課長に所見を伺います。

**山本人事課長** まず、御質問の背景となっております制度の説明から、もう一度させていただきます。

今ほど委員からも丁寧に御説明いただいたところですが、高齢者部分休業制度につきましては、本県では平成17年4月に導入しております。高齢として条例で定める年齢——これは本定例会に上程している条例の一部改正案をお認めいただければ、55歳となるというものでありまして、現在は定年から遡って5歳ということになっておりますので、現在も55歳なんですけれども、定年引上げがこれからなされていきますと、定年が1歳ずつ上がっていくたびに56、57、58と上がっていくものですから、ここは55歳にしようということで、今条例の改正案を上程させていただいているところであります。

ということで、この条例の改正案をお認めいただければ、55歳以上の常勤の職員につきまして、職員の申請に基づきまして、公務に支障がない場合に任命権者が部分休業を認めることができる制度でございますけれども、知事部局に

おきまして、制度創設以来、この休業を取得した職員はおりません。

一方、令和5年度からの定年引上げに伴いまして、新たに導入する定年前再任用短時間勤務制というものがございまして、こちらのほうは、60歳以降定年に達する前に常勤職員を退職した者につきまして、定年退職日相当日までの任期中で短時間勤務の職に非常勤職員として再任用できる制度でございます。

いずれも高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応するための制度でございますが、高齢者部分休業制度は、常勤の職について認められるものでありまして、例えば、取得した職員が勤務時間を減じて働いていた場合でも、総務省から示された基準では、定員管理上1人としてカウントすることとなります。つまり0.5人分の勤務時間しか、例えば働いていなかったとしましても、そこに1人いるという計算で定員を管理してまいります。そうしたこともございまして、職場に大きな負担を強いるようなケースも想定されるところでございます。

また、同程度の勤務時間で勤務した場合、高齢者部分休業制度と定年前再任用短時間勤務制の両制度に給与面での格差が生じるなど、この2つの制度を併存させるには課題もあると考えているところでございます。

今後任命権者におきまして、具体的な休業時間の上限や取得単位について定めることとしておりますが、職場に混乱が生じないようにしっかり課題を整理しまして、今ほど委員から1日30分の休業というお話もございましたけれども、バランスの取れた制度となるように努めてまいりたいと考えております。

**津本委員** 私は一応通知を読ませていただいて、今言われました定年前再任用短時間勤務制——定年に至る前に一旦退

職されて再任用として本来の定年のところまで働くということと、今の高齢者部分休業は、何となく制度は似ているんだけど、片方は正規職員として、定数としては1になってしまうというお話もありましたが、もう一つは再任用ということでもありますので、待遇のほうで格差が出てしまうということで、いろいろな問題が出てくるんだろうと思います。今ほど、調整しながらよりよいものに、ということをおっしゃいました。

私が言いたかったのは、総務省が2つ並べている、それでどちらも活用するということなので国は考えている、ということなんです。もともとこれは法律に基づいた制度ですので、そういう見方で、高齢者部分休業についてもしっかり多様な働き方のニーズに応えるものだというスタンスで当たっていただきたいということをおっしゃいます。

次の質問に移りたいと思います。

現行の県条例では、さきに紹介しましたように、職員は高齢者部分休業を通常の勤務時間のうち2分の1まで取得することが可能となっています。しかし、条例改正後は、任命権者が定める時間までしか取得できないこととなります。

例えば、60歳を超えて、いろいろな事情があるかとは思いますが、2分の1休業を望んだ場合、現行条例でいけば正規職員としての高齢者部分休業を選択できます。しかし、条例改正後は、一旦退職して再任用を受ける定年前再任用短時間勤務制を選択するしかなくなります。しかし、これでは再任用であり、待遇が、先ほども言いましたが、悪くなります。制度の改悪ではないか、私はこのように思いますが、人事課長に所見を伺います。

**山本人事課長** 地方公務員法上、60歳に達する前に退職した

職員を定年前再任用短時間勤務職員として採用することはできないことから、55歳から60歳に達する年度末までは、現行の高齢者部分休業制度、つまり勤務時間の半分を上限に5分単位で休業可能な制度、この制度を維持することとしております。一方、60歳以降定年に達する前に退職した職員は、定年前再任用短時間勤務職員として採用できる制度が、今ほど御紹介のとおり、地方公務員法の改正により新たに導入されることとなったことから、両制度のすみ分けなどの観点から、高齢者部分休業制度につきましても、任命権者が休業時間等の上限などを定める運用に改めるものでございます。

したがいまして、委員御指摘のとおり、通常の勤務時間の2分の1での勤務を希望する場合には、60歳までは高齢者部分休業制度を使い、また、60歳以降定年退職日相当日までは定年前再任用短時間勤務制を選択することとなります。

これまでも60歳以降は短時間勤務を希望する職員につきましても、短時間勤務の職に再任用してきたことを踏まえますと、制度の改悪というところまでには至らないのではないかというふうに考えております。

また、65歳までの定年引上げの期間中は、高齢者部分休業制度、それから定年前再任用短時間勤務制、さらには、現行の再任用制度が経過措置として継続することから、職場の混乱を避けるためにも、今申し上げました運用が適当であると考えております。

今後とも定年引上げ後の職員の多様な働き方へのニーズ等を把握いたしまして、高齢期の職員が健康で働き続けられるよう、職場環境の整備などにしっかり努めてまいりたいと考えております。

津本委員 難しくてちょっと分からないなというところもあ

りますので、私の要望だけ、一応言っておきたいと思いません。

定年が65歳まで引き上げられていきます。本当はもっととっくに上げていないといけなかったんだよね。年金制度ががらがら変わってきていまして、65歳まで年金がもらえない状況にもう入ってしまっている。上乘せ部分がまずなくなり、今度は基礎部分も年金がもらえなくなるという計画の中で再任用という制度が出て、定年引上げという制度が出てきたんだろうと私は理解しています。もう既に年金はもらえない状況だから、基本的にどうやって生活するかという仕組みでこれらができている。それが前提なんです。ただ、国が言う、健康上の理由でフルタイムでは難しいなとか、これからの残りの人生をどうやって過ごしていくかという言わばその人の生き方の問題など、いろいろな理由による多様な働き方を認めようではないかというのが、多分これなんだろうと思っています。実際にそれを実現しましょうよと私は言い換えている。

そのためには、今同一労働同一賃金ということとの絡みがいろいろ出てくるもので、確かに難しいなとは思いますが、一番簡単なのは、再任用も正規で働いている場合も待遇は同じにしておく、それが一番本人にとってはどっちを選んでもいいというふうになるわけで、もしそれができないなら、高齢者の部分休業も選べるようにしておく。その人の希望によって、どっちを選んでもいいですよ。給料は安くなり待遇は悪くなるけれども、一回退職して再任用もあり。一方で、待遇は悪くならないけれど勤務時間は半分だけの働き方もありますよ、というのを出しておけばいいのではないかなと私は思います。

あとは職員の判断で、フルタイムでずっと働きたいという人はもうもちろんたくさんおられると思いますが、いろ

いろな事情で半分にしたいという人はどちらかを選んでいいですよと。退職金を早くもらいたいということであれば、一回退職されてもいいし、その代わり再任用で給料はちょっと安くなりますよということもありかなと思っていますので、職員の立場に立った制度設計をぜひお願いしたいということ要望いたしまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

**山崎委員** ウェルビーイングについて質問させていただきます。

県政報告会等で県民の皆さんにウェルビーイングの説明をしておるのですが、なかなか浸透しづらいという面があるようであります。特に心理的、精神的な幸せという部分、それから、経済的な幸せ、社会的な幸せという3つがあるわけですが、経済的、社会的はまだイメージしやすいところがあるようですけれども、この心理的、精神的な幸せの部分は、本当にそれぞれ様々でございまして、これを含めて、県民が実際にどんなアクションをすればいいかということ主体的になって捉えにくい部分があるのではないかなと思っています。

私自身は、物事にはいい面と悪い面の両方があって、人生フラットに生きれば、いいこと半分、悪いこと半分という格好になるのではなからうかなと思っています。ただ、人間には本能があって、危険から身を遠ざけるために、ネガティブな面に焦点が当たりやすいような機能が備わっておるわけでありまして、この本能に沿った生き方をしていくと、どうしてもネガティブをたくさん集めるということになるんだとも思っております。

そういうことからすると、能動的に自らプラスに焦点を当てるという行動、そしてそれが習慣になっていくことで、死ぬときに、ああ、いい人生だったなということを感じや

すくなるというふうに思うのです。この個人の幸せというものを感じやすいというところは、今県のほうでつくられました指標が数値として上がっていくということを考えたときに、この感じ方も大きなポイントの一つになると思っております。そのことは、県民個人個人、一人一人が具体的に何をするかというところにつながりやすい、そして、浸透させるための一つのアイテムになるのではなかろうかと考えるわけであります。

個人が能動的にウェルビーイングを意識し、これは選択できるわけです。どちらを選ぶかというのは自分で考えて自分で選択ができるわけでありますので、そういうことが習慣化されていくということで、その人自身もどんどんとプラスの気持ちが高まって幸せを感じやすくなるんでしょうし、その人が高まっていくと、その人の周りの人にもプラスの影響があるんだらうというふうに考えます。

そうしたことを考えていく中で、県として、県民に対してどのように心理的、精神的な幸せというものを浸透させていかれるのか、牧山課長にお伺いいたします。

**牧山 ウェルビーイング推進課長** 今ほどお話ございましたとおり、ウェルビーイングというのは、個人の主観に基づくもので、大変多様なものでもございますし、非常に心理的、精神的な要素も強いものかと思えます。ですので、行政の役割は、ある主観的価値観というものを押しつけるのではなくて、ウェルビーイングに関する気づきというものを県民の皆様に提供して、行政が明らかに促すべきということを除いた範囲で県民の皆さんの自主的な選択、行動を促す、また、その際に活用できる施策というものをきちんと用意するというではないかなと考えております。

ちょっと直接県の施策とは関係のないお話かもしれませんが、理解を深めるために、例え話としてお聞きお

きいただきたいんですが、例えばお風呂に入る、入浴時間を例にしますと、針山委員のように長風呂がウェルビーイングだという方もいらっしゃるれば、津本委員のように、いや、そうじゃないという方もいらっしゃるわけでございます。県として、入浴時間は何分がベストだというような決めつけはいたしません。

その一方で、例えば過度な長風呂ですとか、また、一切お風呂に入らないということは推奨いたしません。その幅の中でどれだけがいいかというのは、お一人お一人の判断になるかと思えます。その上で、長風呂がお好きな方にはそのお風呂に入る時間をより楽しんでいただけるような施策を考えると、あと、お風呂に入るのはちょっと嫌いだという方がいらっしゃるとしても、一般に入浴は代謝が上がるためシャワーだけよりも健康にはいいといわれておりますので、そういった方には短時間入浴でも可能な健康管理の方法を情報として御提供すると、そういったいろいろな御希望——主観にアジャストするものを県として御提供するというのが、県民の方々の主観と施策の関係かなというふうにも思っております。

ちょっと遠回りになりましたが、御指摘があった県民の皆さんの気持ちというものを喚起していく上では、まずは県民の方々お一人お一人にウェルビーイングを日常生活の中でまず自分事として捉えて、自分にとってのウェルビーイングが何なんだろうということに気づいていただく、そして意識していただくことで、先ほど選択肢という話もありましたが、自らの意思に基づく能動的な行動につなげていただくということが重要かと考えております。

このため、県としましては、今、「しあわせる。100のたね」と題しまして、いろいろな県民の方々の十人十色のウェルビーイングの姿を御紹介したり、また、るる御説明

させていただいてきましたけれども、設問に回答されることで、御自身の状態を、今私どもでつくりました花の形で御覧いただくことができるという特設のウェブサイトを今月中に開設する予定としております。また、新年度には、親子で楽しく読んでいただき、ウェルビーイングへの意識喚起や、行動展開の後押しをすることを狙いとした絵本の制作ですとか、日常生活の中でのウェルビーイングの気づきや行動を促すキャンペーンの展開などを予定しております。

こうした取組を通じまして、ウェルビーイングが身近で難しくなくて自分らしく関わることができるものなんだということをも感じ、考えていただいて、ウェルビーイングという言葉の認知やその意味の浸透ということだけにこだわらずに、県民の皆さんの内発的な気づきを促すということによって、その浸透を図っていきたいと考えております。

1月に指標を公表いたしましたし、その後、本2月定例会でもるる御議論をいただいたところですが、主観を重視するウェルビーイングを中心に据えて、県民意識の喚起や施策の質の向上につなげていく取組というものは、ようやく端緒についたところかと認識しております。議会の皆様はもとより、広く県民の皆様からも御意見をいただきながら、共にウェルビーイングが持続的に向上していく、そういう富山県をつくっていきたいと考えております。

**山崎委員** ありがとうございます。

今ほどの「しあわせる。100のたね」の設問ですとか、絵本というふうには、具体的なアクションが起こることによって、県民がそれに触れたときに考えやすくなっていくんだなということで、この新しいアクションについては歓迎をさせていただきたいと思っております。

県民の皆さんが関心を抱くというところがとても大事で、今おっしゃったように、一緒に考えていきたいと思いますというこの呼びかけといたしましうか、そういったものがもっともっと広がっていくように、接点をぜひともつくって行って、増やして行っていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

**鹿熊委員** 何点か質問させていただきます。

ブランディング・情報発信強化事業についてであります。新年度予算審議中ですが、そこに計上されている事業として、ブランディング・情報発信強化事業というのがございます。その説明によれば、ブランディング推進本部において、県の情報発信の在り方などについて検討するというのが1つと、もう1つは、観光庁の観光再始動事業を活用した、「寿司」をフックとする特別な体験の提供により、本県への誘客促進や農水産業など周辺産業の高付加価値化につなげるということで、8,800万円を計上されております。

まず、観光庁の観光再始動事業とはそもそもどのような事業なのか、その要件とか、あるいは補助メニューとか、補助内容とかというものについてお伺ひしたいと思ひます。

**牧山ウェルビーイング推進課長** 観光再始動事業につきましては、令和4年度の国補正予算に盛り込まれました観光庁の事業でございます。これは、2025年のインバウンドの本格的な回復を見込みまして、通例ない形での文化財の活用など、文化、自然、食等について、これまで実施したことのない特別な体験やイベントを提供し、誘客を促進して、体験コンテンツの高付加価値化等に取り組む自治体、民間事業者等を支援するものでございます。こちらについては、主に外国人観光客に訴求する特別な感というものが採択に当たって必須というふうに伺っております。このため、自治

体主体の取組におきましては、観光庁設定の交付額の上限は8,000万円で、全額国費負担という立てつけとなっております。

本事業は、ウェルビーイングを体現する象徴的な場を創出し、国内外から人を引きつけることを目指す本県のブランディング戦略と方向性を一にしておりますことから、この事業活用を前提に予算案を提案させていただいたところでもあります。現状、国へ事業計画書を提出し、採否結果を待っている状態でございます。

県事業の中身につきましては、ガストロノミー、美食を核といたしまして、ウェルビーイングな県民性にも触れながら、富山の地形——3,000メートル級の立山連峰から水深1,000メートルを超える富山湾までという奇跡的な地形、また、自然、歴史や文化を体感するツアーを、ヨーロッパのハイエンド層をターゲットに絞って特別に提供する計画としております。

具体的には、海外のお客様にも訴求力のある一流のシェフを招聘し、また、地元料理人とともにすしなどの地元食材を活用したメニューをつくっていただいたり、ほかには、県内の古刹での特別イベント、通常飲食禁止の文化財建物の中での特別なメニュー提供、立山信仰等の文化体験、こういったものも織り込んで、2回程度実施するような内容としております。

あわせて、民間の地域プレーヤーも巻き込みまして、例えばレシピの公開ですとか、イベントノウハウの蓄積、人材の育成、また、後続事業の誘発等にもつなげていきたいと考えております。各産業への波及も見据えまして、専門家の知見を借りて効果を見込める事業構築を行って、現在申請を行いました。

金額については、多額との御印象もお持ちかもしれませ

んけれども、国内客向けの同様の事業が約7,000万円で実施されたという先例もございまして、例えば海外向けであること、また、物価の高騰の状況、それから、為替の状況などを勘案いたしますと、現在提案をさせていただいております本事業費については、相応なものではないかと認識しております。

**鹿熊委員** これから質問しようと思っていたことについても、御答弁がありました。

確かに国の事業の活用、100%国の補助事業とはいえ、ソフト事業に8,000万円という多額の予算を計上しているわけでありまして、その使途に関心を持つわけですが、今ほど説明がありましたので、特別感を持たせるため、かつ欧州の外国人向けのイベント事業を2回ほど実施するということとございます。それがどのようにブランディング・情報発信強化とつながるのかということとありますが、その点どうでしょうか、ブランディング・情報発信強化事業とどうつながっていくのか。ちょっとお聞かせいただければと思います。

**牧山ウェルビーイング推進課長** ブランディング・情報発信にどうつながるかという問いに関しましては、まずはブランディングプロジェクトチームの中で出された方向性としたしまして、「寿司」をフックとして一点突破で富山県の認知を高める、というものがございます。

ここの発想の起点にございますのは、委員の方々から——県外に出られた方が多くいらっしゃいますが、外で富山県という言葉聞いたときに、そこを起点にして想起されるものというのが外の皆さんにはないんだということが1つ問題として挙げられておりました。ついては、富山県といえばこれだねというものが何か1つあればいいなど。そこで、まずは一番認知が今深まっている魚介類ですとか、

おすしというものから、突破口として県の認知を上げていってはどうかというようなアイデアが起点になっております。

あわせて、ブランディングという意味で、外から高い評価を受けるといえるときには、まずは外部の圧倒的な高い評価を獲得して、それによって、ああ、外からこういうふうには評価されるんだということの中の間人が気づくことで、いわゆるインナーブランディングと申しますけれども、その価値に中の人たちが気づく、ひいては、それが住民のシビックプライドにもつながるといえるようなことで、まずその好手としてのイベントということ、この事業を進めたいと考えております。

**鹿熊委員** 今ほどの答弁の中にもありましたが、「寿司と言え、富山」という「寿司」による一点突破を図ろうということでありますが、ストーリー性は確かにあると思います。成長戦略のブランディング戦略のところを読んでみましても、確かに富山県は、ストーリー性という点では標高差4,000メートル、そこにおける豊富な魚、豊かな食文化、ユネスコ無形文化遺産の和食、そういうところから「寿司」と、ブランディング戦略として「寿司」による一点突破を図ろうということ、このブランドは確かに差別化であり、秀でたものであり、特徴的なものであり、そして、ある意味誰しもうかがえる価値だと思っております。しかし、ブランディングは大事でありますし、私もすしは好きでありますけれども、「寿司と言え、富山」というその一点突破というのは、果たして県民の共感があるのかなというふうにも思っております。

ブランディングというのはプロセスがとても重要であって、ブランディングに関する会議の中で出た意見だと思っておりますが、何か「寿司」イコール富山というのがトップダ

ウンで下りてきたような感じが強くします。これで県民一人一人がメディアとなって富山の魅力を全国、全世界に発信していこうというようなブランディング広報を目指しているということでもありますけれども、果たしてそうなるのかどうかというところが懸念されます。要するに、共感性というんでしょうか、果たしてあるのだろうか。その点についてどのような見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

**牧山 ウェルビーイング推進課長** 今ほどお話もございましたが、富山県内、小さい県でありながら非常に多様性に富んでおり、また、多様な文化を擁しております。県民の皆さんの共感を得るという点では非常にその辺難しい課題もあるかなというふうにも感じておりますが、「寿司」に關しましては、昨年実施しましたウェルビーイング県民意識調査——これはウェルビーイングの系統でやったものでございますが、こちらで、富山県にいて幸せを感じるということ項目がございまして、その中に魚介類の新鮮さが上位に挙げられておりましたほか、「富山湾 鮭」の取組の積み上げ等もございまして、現状でも県外の認知に加えて県民の皆さんの一定の共感も得られているのではないかなと認識をしております。

一方で、先ほどお話しした内容の補足的な面もございませぬけれども、外部の専門家を委員といたします成長戦略会議や、ブランディング戦略プロジェクトチームにおきまして、県民が当たり前前に感じていることこそ外部への訴求力があるといった御意見ですとか、ブランディングというのは、今委員も申されましたけれども、他の自治体との競争であって、総花的でない富山を象徴する突出したコンテンツでの一点突破が勝ち筋だというような御意見、また、そのコンテンツ、今で言ったら「寿司」ですけれども、それ

は非認知層への本県の入口となるとともに、県内にも波及効果をもたらすものであるべきだといった御意見をいただきました。

これらを受けまして、情報発信の専門家である県外メディアの方々ですとか、また県庁の中の若手の職員等との意見交換などを重ねまして、成長戦略会議にもお諮りした上で、県として「寿司と言えば、富山」で一点突破を図るというブランディング戦略の方向性を決定したものでございます。

この戦略の狙いといたしましては、県外の方に「寿司」をきっかけに富山の自然環境や歴史、伝統文化、食文化を含んだウェルビーイングな富山の魅力に触れていただくことを通じまして、総合的、対外的なブランド力の向上を図ることを目指しております。加えまして、県外部からの圧倒的評価の獲得を通じて、先ほども申しましたように、いわゆるインナーブランディングを図りながら、また、並行的に県内において、戦略の理念の共有も図り、県民のシビックプライドの醸成につなげていきたいと考えております。

県民の皆さん自らが「寿司」を県外に発信したくなるような高い共感を得られる取組となりますように、積極的なアピールと併せて丁寧な説明にも努めてまいりたいと考えております。

**鹿熊委員** なかなかすっと入ってこないんですけれども、言葉に酔っておられるような感じもしないではないんですけれども、ブランディング戦略の資料を改めて読んでみますと、KPIというところに、富山イコールウェルビーイングのイメージづくりに資する「『〇〇』と言えば富山」をまずは1個創出し、県内外の評価を確立する、ということが書いてあります。その「〇〇」を「寿司」にしようということだと思えます。

ウェルビーイングはとても大事なことであります。大切なことだと思えます。先ほどからも議論があるし、この議会でも議論がありますが、富山イコールウェルビーイングのイメージというのは、果たして今正しいのかということなんです。これから努力して富山はウェルビーイングな県なんだということにしていこうという取組が、まさに始まったところだと思うんです。それなのに、今の時点における富山のイメージとして、現在富山イコールウェルビーイングなんだという物の考え方のような感じがいたします。

先ほどの豊かな自然とか、食とか、確かにその面においては、とてもすぐれた富山の特徵かと非常に思いますがけれども、それでもって富山イコールウェルビーイングとは言えないと私は思うのです。ウェルビーイングというのはもっともっと幅の広いものであり、主観から客観から一人一人の県民それぞれのお立場、考え方によると思うので、この設定がそもそも正しいのかと思うんだよね。富山イコールウェルビーイングのイメージを内外に発信していこうというのは、これからそれに向かって取り組んでいく、何年後かにその成果として、富山はウェルビーイングな県になったよということだと思うんですよ、目指すところは。その点どうですか。

**牧山ウェルビーイング推進課長** 私はウェルビーイング推進課長を拝命しております。片やウェルビーイングの推進、また片や、関係人口創出、ブランディングも担当させていただいております。今ほどの問い、ウェルビーイングを希求する取組というのは、委員おっしゃったとおり、まだ端緒についたばかりだと考えております。こういったものについては、豊かな自然ですとか、豊かな住環境、文化、そういったすばらしいいろいろなものがある一方で、政策全般を見渡してみた場合には、例えば生活に困っていらっし

やる方とか、そういったところにも目配りをしていくというのがウェルビーイングの本質ではないかというふうに思っております。

ですから、今ほどおっしゃいました対外的なイメージの発信において、現在富山県のウェルビーイングな状態が完成しているかと言われますと、いろいろな課題があると認識しております。それから、外側に向かってウェルビーイングな富山県というふうなことを発信する上においては、これは私の私見もちょっと入るかもしれませんが、行政なり、県民の皆様がウェルビーイングということをしつかりと意識をして、そこに向かって進んでいる、言わば方向性みたいなものをイメージとして持っていていただく。あわせて、現在でもウェルビーイングなものというのは県内にも多くあるかと思いますので、そこを突出した形でお知らせ、お示しをしていくということがウェルビーイングとブランドというものの現在の関係性ではないかと思っております。

**鹿熊委員** 分かったようで分からない、むしろ僕の理解が悪いんだろうと思うんだけど、11月議会においてもこの場で、質問したのは、先ほどもちょっと言ったように、県民一人一人がこのブランディングということにどう関わっていくのかと。そもそも令和2年頃の富山県ブランディング戦略を考えていこうとしたときと同じ考え方であると、11月議会では答弁されましたね。あのときは県民、それから事業者、市町村、統一的なブランドをつくって、それぞれがそのブランドを活用して発信していこうという考えで取り組むという話であったけれども、コロナということが起きて一時中断したということでした。

今回新たに成長戦略の中のブランディング戦略において、考え方は同じだとするならば、県民一人一人が意識を持っ

てブランディングというものを自分のこととして県内外に発信していこうと、民間事業者も含めて、共通の認識、共通の思いというか、そんなことがとても大事だと思うんですが、今のところでは、ウェルビーイングがそもそも県民の皆さん方への浸透がまだまだのところである以上は、とてもこのブランディングとして一人一人がこれを発信していこうということには程遠いんだらうと僕は思うんです。ただ、これから努力していこうということなんで、それは静観はいたします。

最後の質問になりますけれども、成長戦略の中にブランディング戦略があり、そして、今年2月に富山県に知事を本部長とするブランディング推進本部というのを設置され、そして、この4月からはブランディング広報推進室を新たに設置されるということで、非常に力を入れていこうという動きは感じます。そのブランディング推進本部、これは知事が本部長で、全ての幹部の方が入っておられる県庁内組織だと思うんですが、その設置目的と目的遂行に向けては、当該推進本部と市町村や民間事業者との連携というのがとても大事だと思うんです。それについてはどう考えておられるのか、三牧知事政策局長に質問いたします。

**三牧知事政策局長** 今議論を聞いていまして、このブランディングは、非常に難しい、特に行政としての関わり方が本当に難しい分野だなというのは改めて感じました。

私自身もこちらに来る前、クールジャパンの担当をしておりましたが、クールジャパンも100人いれば100通りのクールジャパンがありまして、日本にあるいいものについてこれは海外でも売れるかもと言った瞬間に、皆さん、これこそクールジャパンだと、支援してくださいと国に持ってくるんですけれども、我々としてはその中から、最終的な誘客や、日本製品の海外販売に本当につながるものを、ど

うしても選ばなければいけない。そういった意味では、今回の富山イコール「寿司」、「寿司と言えば、富山」というのも、先ほど牧山課長からも答弁ありましたけれども、外の方の認知度を高めて、富山に関心を持っていただいて、来てもらったり、そこをきっかけにすしと一緒に置いてある器がすてきだからこれを買おうとか、そういう意味では戦略なので、ある程度行政としても絞り込んでやっていきたいという思いもあって取り組んでいるところでもありますので、またこういう場で、引き続き議論を深めさせていただいて、ぜひ成果を出していければと思っております。

そうした中で、ブランディング推進本部ですけれども、これは今委員からも御紹介ありましたけれども、県庁内の組織として立ち上げさせていただいております。まず県庁内の取組を見た範囲においても、富山を連想する統一的なブランドイメージというのが県庁内でもなかなか統一されていないと。また、県として届けたい情報がターゲットに効果的に届いていない、冊子を作ったけれどもなかなか配り切れていない、富山ブランドもそうですけれども、デジタルをうまく使えていない、といった課題が多数あるのではないかと。そうした中で、広報ブランディングに係る企画立案だったり、庁内の一貫性確保、情報発信の司令塔機能の強化、これもトップダウンで決めて押しつけるというよりは、むしろ横で相乗効果を出せるところを見つけてつないでいったりとか、そういうことも含めて司令塔機能を強化していこうという考えでございます。

また、民間事業者のお話もありますけれども、こういう、最終的に外の方一人一人に訴求していくところは、行政よりも民間の事業者がたけている、というよりはビジネスとしてやっていて、より真剣にやっているといえますかノウハウをお持ちですので、デジタルマーケティングを含めて、

民間ノウハウをもう少し活用していくような広報ブランディングをやっていくべきではないかと。そうしたことを県庁として強化していこうというような庁内組織でございます。そういう意味では、現状は市町村や民間事業者を巻き込んでいないという状況でございます。

また、一方で、ブランディング戦略を含めた成長戦略の展開については、市町村との連携を見据えて、随時意見交換を行っております。県の富山イコールウェルビーイングについては、まだまだウェルビーイングの状態ではないというのは御指摘のとおりだと思いますけれども、牧山課長からありましたとおり、まずはウェルビーイングという考え方を富山県として大事にしていく、そういう意味では、ウェルビーイングの考え方は多様ですので、1つのイメージでばーんと打ち出して人を呼ぶというのは、多分ウェルビーイングの考え方とも矛盾しているところもあるので、むしろ「寿司」というのをきっかけとしては発信するんですけれども、その背景にある富山のいろいろな魅力のどれかが外の人に当たるようなブランディングにしていかないと、と我々としても考えております。そういう意味で、富山イコールウェルビーイングという県のブランディングの取組と、市町村の観光振興や移住促進を見据えた地域ブランディングの取組の相乗効果を図れるように、我々としてもしっかりと検討していきたいと考えております。

民間事業者につきましては、先ほど述べましたけれども、彼らとしてもビジネスを拡大したいという思いがあり、我々としても富山県をブランディングしたいという思いがありまして、今までも富山県推奨富山ブランドによる県のブランディングの取組に御協力いただいたり、幸のこわけ、富山の魚といった土産物であったり、農林水産品等の販路拡大などに連携して取り組んできたところであります。こ

こもトップダウンで「寿司」だけやるんだということではなくて、個別事業の施策の目的も尊重しながら、一方でウェルビーイング先進地域富山のイメージ発信にもつながるようないい関係性を、この本部の下で議論していければと思っております。

ブランディング推進本部は県庁内組織として立ち上げましたけれども、今後、市町村や民間事業者の御意見をしっかりと聞きながら進めていきたいと考えております。

**平木委員長** ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

## 2 請願・陳情の審査

**平木委員長** 次に、請願・陳情の審査に入ります。

陳情は2件付託されておりますので、当局から説明願います。

**菊地広報課長** 私からは、陳情第3号、公費での政党機関紙の購入を自粛する事を求める陳情書に関しまして、県の状況等について御説明させていただきます。

令和4年度における県庁内での政党機関紙の購読数でございますけれども、赤旗の日刊紙が46部、赤旗の日曜版が15部、それから自由民主、これは週刊紙でございますけれども、50部、公明新聞、これは日刊紙ですけれども、5部となっております。

これらの政党機関紙を含めました新聞紙につきましては、業務上の必要性などを考慮いたしまして、各課、各所属の判断で購入をしているところでございます。

今後とも適切な公費の支出に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**掃本学術振興課長** 私からは、陳情第8-1号について御説明いたします。

この陳情は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和に向けて、県として前向きに取り組んでいく旨のメッセージの発信を求めるもので、特に教育現場でのマスク着用の考え方についての理解醸成や換気設備等の導入支援を求めているものです。

本委員会の所管としましては、私立学校の関係になります。

本県では、これまでも私立学校の感染症対策が適切に行われるよう、国の衛生管理マニュアルを周知するなど、情報提供や指導助言を行うとともに、保健衛生用品の購入や換気用備品の整備等に係る取組を支援してきております。

また、マスク着用の考え方につきましては、先月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、4月1日以降の学校の対応として、マスクの着用を求めないことを基本としつつ、児童生徒や保護者の主体的な判断を尊重し、着脱を強いることがないようにすること、また、基礎疾患等の様々な事情により感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して、適切に配慮することなどの方針が示されたところです。これを踏まえまして、県におきましても、私立学校に対し、国が示した基本方針に沿って適切な対応を行うよう周知を図ったところです。

今後とも子供たちが不安を抱えず、安心して学びを続けられるよう、私立学校における感染症対策を支援するとともに、丁寧な情報発信に努めてまいります。

説明は以上でございます。

**平木委員長** ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等ありませんか。——ないようでありますので、これをもって陳情の審査を終わります。

### 3 2月定例会付託案件の審査

平木委員長 次に、本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件はお手元にお配りしてある議案付託表のとおりであります。

### (1) 説明事項 追加案件の説明

平木委員長 追加提案されました案件について、当局から説明願います。

岡本経営管理部長

・ 2月定例会追加付議案件（総括）について

三牧知事政策局長

・ 2月定例会追加付議案件について

利川危機管理局長

・ 2月定例会追加付議案件について

岡本経営管理部長

・ 2月定例会追加付議案件について

平木委員長 質疑に入る前に、分割付託案件について報告いたします。

本委員会と他の委員会とに分割して付託されている議案第1号、第10号、第11号、第51号及び第55号の他の委員会における採決は終了しており、全て原案のとおり可決すべきものと決しています。

### (2) 質疑・応答

平木委員長 これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようでありますので、質疑なしと認めます。

### (3) 討論

平木委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

津本委員 ただいま本委員会で審議されている議案のうち、日本共産党は、議案第24号富山県附属機関条例一部改正の

件、議案第26号富山県職員定数条例一部改正の件、議案第27号県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例一部改正の件の、3つの議案に反対をいたします。

その理由を簡潔に申し上げたいと思います。

まず、富山県附属機関条例一部改正についてであります。

これは富山県新川こども施設PFI事業者選考審査会を設置するものでありますが、PFIの導入について、次の3点で問題があると考えています。

1点目、世界ではPFIなどで民営化された公共サービスを再び公に戻そうとする動きが活発です。民間に任せれば、負担は軽く、サービスの質は高くなるというのは幻想だと考えます。

2点目、PFIでは県も議会も維持管理や運営に関わることはできません。長年にわたって特定の民間事業者に委ねることは、利用者や関係者の声やニーズを反映できないリスクがあると考えます。また、管理運営について情報公開を求めることは難しく、問題が発生した場合に県民に対する説明責任を担保できないといったリスクも指摘されています。

3点目です。県内経済の発展にとっては域内循環は大事です。しかし、PFIでは県内企業の参入が限られ、とりわけ長年にわたる管理運営においては県外大手がほとんどを占めるといった実態があります。仮に公費負担が高くついたとしても、自治体としては地域経済を潤すほうが大事であります。

以上の点からPFIは進めるべきではないと考えています。

次に、富山県職員定数条例一部改正についてです。

この条例改正は県立学校の教職員定数を20人減らすものです。しかし、教員の多忙化解消などを進めるには、教職

員の数を増やすことこそが必要であり、認めることはできません。

次に、職員の高齢者部分休業に関する条例一部改正についてです。

先ほども質疑をしていましたが、高齢者部分休業について、これまでは取得時間については週の勤務時間の2分の1を超えない範囲で、取得帯については5分単位としていました。今回これを任命権者の裁量で制限できるようにするものであります。

私は、これまで県が行ってきた高齢者部分休業制度を後退させるものと考えており、認めることができません。

以上、反対する理由を述べさせていただきました。

**平木委員長** ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって討論を終わります。

#### (4) 採決

**平木委員長** これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第24号富山県附属機関条例一部改正の件、議案第26号富山県職員定数条例一部改正の件及び議案第27号県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例一部改正の件について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**平木委員長** 挙手多数であります。

よって、議案第24号外2件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第1号令和5年度富山県一般会計予算のうち本委員会所管分外15件について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**平木委員長** 挙手全員であります。

よって、議案第1号外15件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

## ○ 閉 会

平木委員長 以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようであります。

それでは、本日が任期中最後の委員会でありますので、私から一言最後に御挨拶を申し上げます。

令和3年3月に現在のメンバーとなり、以来2年間、川上副委員長をはじめ委員の皆様方、また、執行部の皆様方の御協力によりまして、無事委員長の職責を果たすことができましたことを深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、報道関係の皆様方の御協力に対しましても、この席をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

4月に予定されている選挙後には、新たなメンバーによる委員会がスタートするわけですが、富山県政が今後ともますます充実、発展することを祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。本日もありがとうございました。

これをもって委員会を閉会いたします。